

ウズベキスタン共和国

司法省知的財産局

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

略語のリスト

国内官庁： ウズベキスタン共和国司法省知的財産局

指定（又は選択）官庁 UZ	ウズベキスタン共和国 司法省知的財産局 国内段階に入るための要件の概要	概要 UZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ウズベク語, ロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：米国・ドル（USD） 特許： 出願手数料 ¹ USD 420 1個を超える各独立請求の範囲の手数料 ¹ USD 210 審査手数料 USD 1,260 1個を超える各独立請求の範囲の審査手数料 USD 1,260 10個を超える各従属請求の範囲の手数料 ¹ USD 84 20個を超える各従属請求の範囲の手数料 ¹ USD 42 最初の3年間の維持手数料 USD 840 実用新案： 出願手数料 ¹ USD 420 1個を超える各独立請求の範囲の手数料 ¹ USD 210	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合、審査手数料は次のように減額される 審査手数料 USD 1,000 1個を超える各独立請求の範囲の審査手数料 USD 840	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

UZ	ウズベキスタン共和国 司法省知的財産局 (続き)	UZ
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	出願人が同一でない場合には、優先権出願の譲渡証書 ^{2, 3} 出願人がウズベキスタンに居住していない場合には、代理人の 選任 ⁴ 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して弁理士として手続をするために登録されてい る者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料について は国内官庁に確認されたい。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。